

## Ashiya information

## お知らせ

3月27日(土)・4月3日(土)  
市役所本庁舎を一部開庁

3月27日(土)・4月3日(土)に業務を行う課は下記のとおりです。下記以外の業務は行っておりません。

※他の公共機関が閉庁のため、対応できない場合があります。事前にご確認ください。

※車でお越しの際は、来庁者用駐車場をご利用ください。

※4月1日から、組織改正により課名を変更する場合があります。

場所	業務を行う課
北館	1階 市民課 次の業務は行っていません (マイナンバーカード申請、マイナポイント予約・申込業務、新築等により住居表示付定が必要な転入・転居、転入特例、住民票の広域交付、年金業務) ※税証明は、申告済みの所得証明書・課税証明書のみ発行
	4階 教育委員会 管理課 (就学・就園・大学等入学支度金業務のみ)
南館	1階 保険課 (後期高齢者医療係は、保険証の交付・登録状況の照会を除く)
	地域福祉課
	生活援護課 (相談受付業務のみ)
	障がい福祉課
	高齢介護課
	子育て推進課 こども係 (児童手当・児童扶養手当業務のみ)

■問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

## 第33回 芦屋さくらまつりの中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年のさくらまつりは中止します。ご理解のほど、よろしく申し上げます。



■問い合わせ 芦屋さくらまつり協議会事務局 ☎38-2007(市民参画課内)

パブリックコメント  
(市民意見)募集の結果

市民の皆さんからいただいたご意見・結果を市ホームページで公開予定です。

【事業】

- ◆第5次総合計画・第2期創生総合戦略 (政策推進課)
- ◆第2次文化推進基本計画(別冊) (政策推進課)
- ◆新行財政改革基本計画(マネジメント推進課)
- ◆公共施設の最適化構想(マネジメント推進課)
- ◆第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(人権・男女共生課)
- ◆障がい者(児)福祉計画第7次中期計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(障がい福祉課)
- ◆第9次すこやか長寿プラン2 1(高齢介護課)
- ◆街路樹更新計画(街路樹課)
- ◆緑の基本計画(都市計画課)
- ◆バリアフリー基本構想(JR芦屋駅周辺地区)(都市整備課)
- ◆第3期教育振興基本計画(管理課)

■問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

## 申請・届け出

## マイナンバーカードでマイナポイントをゲットしよう

3月末までにマイナンバーカードを申請し、9月末までにマイナポイントの申し込み決済サービスを利用することで、マイナポイントが取得できます。



【マイナポイントとは】

申し込みのキャッシュレス決済サービスへチャージか買い物をした時に最大5,000円(還元率25%)のポイントが付与されます。詳細は、マイナポイント(☎0120-95-0178)または総務省ホームページへ。

【マイナンバーカードの申請方法】

下記または市ホームページでご確認ください。

■問い合わせ 市民課マイナンバー担当 ☎38-2070

## 外壁を塗り替える場合は申請が必要です

市内は全域を「芦屋景観地区」もしくは「芦屋川特別景観地区」に指定しています。良好な景観を守るため、一戸建て住宅の外壁や屋根に色彩基

準を設けています。

リフォームなどで外壁の塗り替えを行う際は、「認定申請」が必要です。審査には1週間程度かかります。(手数料は不要)

■問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

軽自動車・原動機付自転車等  
をお持ちの人へ

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日に軽自動車(原動機付自転車を含む)をお持ちの人に課税されます。廃車・譲渡した場合や盗難にあった場合は、廃車手続きをしてください。(登録をそのままにしていると引き続き課税されます)

市外へ転出する場合や海外へ出国する場合も、下記の場所で必要な書類を確認のうえ、必ず登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

※年度途中で廃車された場合も軽自動車税(種別割)を月割計算して還付することはありません。

種別	手続きの場所
【芦屋市ナンバー】 ・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	芦屋市役所課税課管理係 (北館2階30番窓口) 〒659-8501 精道町7-6 ☎38-2015
【神戸ナンバー】 ・軽自動車(二輪・125cc超250cc以下) ・小型自動車 (二輪・250cc超)	神戸運輸監理部兵庫陸運部 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 ☎050-5540-2066
【神戸ナンバー】 ・軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町1-5-5 ☎050-3816-1847

■問い合わせ 課税課 ☎38-2015

海外にお住まいになる  
予定の人へ

個人市民税・県民税は、毎年1月1日現在に芦屋市内にお住まいの人に、固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に芦屋市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)をお持ちの人に課税されます。海外へ出国される場合には、市税の納付と納税管理人選定等の手続きが必要です。下記にご連絡ください。

■問い合わせ

【個人市民税・県民税】 課税課市民税係 ☎38-2016

【固定資産税・都市計画税】 課税課固定資産税係 ☎38-2017

【納税相談】 債権管理課 ☎38-2014

【口座振替】 課税課管理係 ☎38-2015